

平成30年9月定例農業委員会議事録

1. 日 時	平成30年9月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
㊦ 10番 吉原 順穂	㊟ 11番 益本 徳市	㊟ 12番 梶山 達男
㊦ 13番 田中 晴美	㊟ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 16名	在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。	
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 村田 勝美	○ 早坂 勇	○ 松尾 和広
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 北川 廣海
○ 岩木 保徳	○ 百枝 純治	○ 萩原 健詞
○ 紙本 政信		
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久	主 査 横山 雄治	副主任 前川 祐樹
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
15 番 松 永 敬 資	16 番 藤 川 吉 生	

事務局長

皆様、こんにちは。

暑さ寒さも彼岸までと申しますが、朝夕は冷えるものの、日中はまだまだ暑い日が続いております。今年は天候が思わしくなかったこともあって、例年より遅くなっておりますが普通期のWCS用水稲刈り取りの最盛期となっております。皆様も体調に気をつけながら農作業をしていただきたいと思います。また、稲刈り前のこの時期に非常に強い台風24号が30日 日曜日から1日にかけて日本列島を縦断する見込みです。鹿児島方面から北西に進む予想ですが、松浦市も暴風警戒域に入ると思われ、最接近は、30日の明け方から昼ごろになると思いますので十分な風対策をお願いいたします。

さて、毎年実施しております農地パトロールにつきましては、残すところ10月1日月曜日の福島地区と、10月2日火曜日の鷹島地区のみとなっております。夏場の暑い中、ご協力いただきありがとうございました。また福島地区と鷹島地区の農業委員の皆様におかれましてはよろしく願います。今のところ、特別にA分類の耕作放棄地が増加したなどということはありませんが、耕作可能な農地の適正な利用と耕作不可能な遊休農地の非農地化を進めてまいりたいと考えております。

なお、本日はその他の事項の際に、農業者年金の加入推進の状況確認をしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

また、農地集積推進会議につきましては、10月10日 水曜日 午前9時30分から11時の日程で、ここ市民ホールで行いますので、皆様の出席をお願いします。

それでは、山川会長にご挨拶をしていただきまして、9月の総会に入りたいと思います。

会 長

皆様、こんにちは。本日は、ご多忙の中、また、台風接近で色々ご都合もあられたと思いますが、ご出席いただきありがとうございました。台風24号は、気象庁も進路予想が非常に難しいということで、かつてない台風ではないかなと思っております。今の状況からしますと、かなり影響を受けるようなことですので、しっかり対応しておきたいと思っております。

先月の委員会の折に、最低賃金が23円上がって760円としておりましたが、長崎県の決定額がプラス2円で762円となりました。松浦市の標準賃金を2円上回ってきますので、今回、議案として挙げさせていただいております。

それでは、議案に入っていきたいと思っております。欠席届が届いております。11番 益本委員、12番 梶山委員 14番の山本委員の三人が欠席でございます。また、5番 松永勝也 委員、12番 立山委員以外の推進委員の皆様にご出席いただいております。それから、10番 吉原委員、13番 田中委員から遅刻届けが出ております。

次に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。15番 松永委員、16番 藤川委員に議事録署名人をお願いいたします。

では、各種報告から入らせていただきます。

1 ページをご覧ください。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）についてご説明いたします。今回の解約は、すべて農地中間管理事業に変更するための解約になります。

1 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が御厨町郭公尾免の 3 筆、地目は田、合計面積が 3,228 m²、通知年月日が平成 30 年 8 月 10 日、同日受付です。賃貸借契約期間は平成 30 年 5 月 28 日から平成 36 年 5 月 31 日までの 6 年となっております。

2 件目は、貸人、借人が記載のとおりです。農地の所在が志佐町赤木免の 2 筆で地目は田、合計面積 5,863 m²、通知年月日が平成 30 年 9 月 10 日、同日受付です。使用貸借契約期間は平成 28 年 1 月 28 日から平成 38 年 1 月 27 日までの 10 年となっております。

3 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が志佐町笛吹免の 3 筆、地目は田、合計面積 6,252 m²、通知年月日が平成 30 年 9 月 10 日、同日受付です。使用貸借契約期間は平成 29 年 5 月 1 日から平成 39 年 4 月 30 日までの 10 年となっております。

4 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が志佐町笛吹免の 4 筆、地目は田、合計面積 1,927 m²で、通知年月日が平成 30 年 9 月 10 日、同日受付です。使用貸借契約期間は平成 26 年 7 月 29 日から平成 32 年 7 月 28 日までの 6 年となっております。

5 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が志佐町笛吹免の 2 筆、地目は田、合計面積 1,594 m²で、通知年月日が平成 30 年 9 月 10 日、同日受付です。使用貸借契約期間は平成 28 年 10 月 1 日から平成 38 年 9 月 30 日までの 10 年となっております。

2a 未満農業用施設整備届ですが、届出人が記載のとおり、農地の表示が調川町平尾免、地目は畑、面積は 2,002 m²のうち届出面積は 198 m²です。届出事由は農業用倉庫の新築のためです。届出年月日は平成 30 年 9 月 4 日、同日受理し、9 月 21 日に現地調査を行っております。

(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

< 申請事件の処理状況 >

農地法関係

平成30年8月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人氏名	譲受人氏名	発電用施設用地	1,917 m ²	H30.9.14 許可
	譲渡人氏名	譲受人氏名	発電用施設用地	2,270 m ²	H30.9.14 許可
	譲渡人氏名	譲受人氏名	発電用施設用地	1,751 m ²	H30.9.14 許可

<提案事件の集計表>

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	一般個人住宅	1		452 m ²	452 m ²
	発電用施設用地	2		4,022 m ²	4,022 m ²
計		3		4,474 m ²	4,474 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		26	99,744 m ²	4,156 m ²	103,900 m ²
	賃借権	1	1,024 m ²		1,024 m ²
	使用貸借	25	98,720 m ²	4,156 m ²	102,876 m ²
計		26	99,744 m ²	4,156 m ²	103,900 m ²

意見書関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について		23	98,720 m ²		98,720 m ²
時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について		1		433 m ²	433 m ²
農業振興地域整備計画の変更について		30	14,628 m ²	7,977 m ²	22,605 m ²
計		54	113,348 m ²	8,410 m ²	121,758 m ²

承認関係

内 容		筆数	面		積
			田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について		1		360 m ²	360 m ²
平成30年度農業臨時雇い標準賃金等について					

議 長 各種報告が終わりました。これらの件で、皆様方からご質疑等ございませんか。

(質疑・意見等なし)

何もありませんね。

それでは、付議事項に入らせていただきます。

議案第 63 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第 63 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

3 ページをお開き下さい。最初に事件番号 1 番について現地の位置図を議案の 85 ページ及び 86 ページに、字図は 87 ページに、配置図は議案の 88 ページに添付しております。申請地は、御厨町前田免、地目：畑、1,580 m²です。当該案件は、前回先月 8 月 28 日の総会の折、排水対策の関係もあり、保留、継続審議になっていたところであります。その後、転用事業者と隣接者とで現地立会が行われております。排水対策する上で、溜桝や側溝等の整備を行うとした場合、転用事業者が、資金面、予算面において可能かどうか、現在、調整検討されている状況であります。

以上、経過報告でございます。

議 長

議案の説明が終わりました。ここで地元委員のご意見をお伺いするところですが、梶山委員が欠席でございます。

推進委員

推進委員の松田です。その件につきまして、私の方からご報告申し上げます。

議 長

はい、お願いします。

推進委員

推進委員の松田です。この件につきましては、9 月 4 日に会社の方、地権者、それから梶山委員さんにも来ていただいて立会いを行いました。その時は、まだ、かんね蔓が生い茂っていて、水がどう動くのかわからない状態でしたので、会社側としては、草を払ってから現地を見て、どれくらい経費がかかるのかを確認してから契約をしたいということでした。出雲さんが今月中には草を払ってしまわれると思いますので、次回の農業委員会には、はっきりしたものが出ると思います。以上です。

議 長

関係者あるいは地元推進委員としては、水が県道側溝に落ちるようにしてもらいたいということでございます。そうしますと、もうしばらく時間がかかりますので、今回は保留にさせていただきたいというご意見ですが、そのようにしてよろしいでしょうか。

委 員

はい。

議 長

それでは、議案第 63 号は保留といたします。

次に、議案第 71 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第 71 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

4 ページをお開き下さい。

最初に事件番号 1 番について現地の位置図を議案の 85 ページ及び 89 ページに、字図は 90 ページに、配置図、平面図は議案の 91～92 ページに添付しております。申請地は、調川町平尾免、地目：畑、452 m²です。借人、貸人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10ha 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。第 2 種農地のため、代替地検討理由書が添付されております。転用の目的は、祖父から土地を借り受けて、孫娘さん世帯が一般個人住宅 1 棟を新築するものであります。造成計画は、盛土が最高 1.0m、切土が最高 0.5mであります。排水計画は、雨水排水は自然流下。汚水、生活雑排水は合併浄化槽を設置し貸人所有の当該地の残地を通り市道側溝へ接続することになっております。進入路及び排水については、貸人である祖父の同意書が添付されております。申請地の東側は山林に囲まれており、北側及び西側は貸人所有地であり、南側は、市道と隣接しております。資金計画は、全額借入金で資金証明書が添付されております。300 m²を超える土地の場合の開発協議について、松浦市環境保全条例における土地開発協議、市民生活課生活環境係からの決定通知も添付されております。以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号 2 番です。現地の位置図を議案の 85 ページ及び 93 ページに、字図は 94 ページに、配置図は 95 ページに添付しております。配置図に関して、現地調査実施後に分かったことがありましたので、本日、差替で配布しております。そのことについては、後ほど申し上げます。申請地は、御厨町高野免、地目：畑、2,442 m²です。借人、貸人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10ha 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。第 2 種農地のため、代替地検討理由書が添付されております。転用の目的は、太陽光発電施設であり、低圧電力です。47.2 k w で太陽光パネル数は 288 枚を設置することになっております。申請地の周りには、防護柵を設置する計画です。造成計画は、盛土が最高 1.45m、切土は、最高 1.45m する計画です。申請地は、西側の市道側に対して東側が高い緩やかな勾配がついているところであります。排水計画については、雨水排水は自然流下になっておりますが、9 月 21 日現地調査を行った際、申請代理人、設置業者を含めて立会を行ったところ、排水計画に係る流末処理が不十分であったため、説明、指導行いました。その結果、市道側溝へ排水する前に、申請地内において、側溝や溜柵を設けることで排水についても支障ないように行う修正計画が出されましたので、本日配置図を差替でお配りしている次第でございます。当市建設課へは、「道路工事施行承認申請」の手続き中であり、資金計画については、一部自己資金で残高証明書が添付され、また、別途、借り入れる分については、融資証明書が添付され確認

しております。貸人とは、賃貸借でありまして、土地賃借料は、年額 90,000 円で、賃貸借期間は 20 年間であります。300 m²を超える土地の場合の開発協議について、松浦市環境保全条例における土地開発協議、市民生活課生活環境係からの決定通知書も添付されております。

以上の 2 件、ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。事件番号 1 について、村田委員さんお願いいたします。

推進委員 推進委員の村田です。9 月 21 日に現地を確認してきました。事務局からもお話がありましてとおり、周辺に農地という農地もなく、祖父の住宅、あと南側に山林、両側に市道が通っていて、生活雑排水は市道側溝へ流すことになっており、何ら周りに影響することはないと思われま。また、近隣住民の方も、若い方が入って来られることを喜んでおられます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。91 ページの図面からしますと、排水は市道側溝に落ちるのでしょうか。

推進委員 推進委員の村田です。おっしゃられたとおり、市道側溝に落ちます。

議長 もう一点、取り付け道路はどうなっていますか。

推進委員 推進委員の村田です。こちらは、祖父の出入り口を利用して、今使っている祖父の通路を一緒に使います。

議長 これは、宅地ですね。

推進委員 推進委員の村田です。宅地です。

議長 それでは、問題ないということですね。わかりました。次の事件番号 2 は私の地区になります。これは、事務局の説明にもありましたように、21 日に現地立ち合いをしたところですが、水路また溜桝を作って市の側溝に落とすということでございます。配置図では、水路が 1,000 となっておりますが、私は 300 ぐらいでよくはないかと思えます。地元委員としての意見は以上です。

次に、現地確認に行かれた担当委員さんからのご意見もお伺いしたいと思えます。事件番号 1、2 を一緒をお願いいたします。

9 番 9 番 崎田です。21 日に現地確認に行きました。1 番については地元委員並びに事務局の説明のとおりで、問題はないということで確認をしております。2 番につきましては、会長が言われたように、水路また溜桝を作って市の側溝に落とすということをお願いし、それができれば問題ないだろうということで確認をしてまいりました。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからご意見をいただきましたので、ここで、質疑をお受けしたいと思えます。

事件番号 1、2 についてご意見等はございませんか。

大久保委員、何かありませんか。

推進委員 推進委員の大久保です。私は、太陽光パネルのことで、気になる記事がありましたので、ここでお話ししたいと思います。経済産業省が太陽光発電の買取価格を 2022 年を目途に半額にするということが読売新聞に載っておりました。事業者が採算の取れる時はやっていくと思いますが、それから先のことで、私が心配するのは、資材の放置等がないものだろうかということです。土地の税金等もありますし、これらのことを私たちとしても話していかなければならないのではないかなと思っております。話がそれましたが、その辺のリスクのことを心配しております。

推進委員 推進委員の松田です。前の件でよろしいでしょうか。一昨日、農家さんが見えられて、既に転用が許可されている太陽光発電施設の件で、「排水溝一箇所、おまけに山に流すようになっている」と言いついていかれました。私達も、翌日見に行ったのですが、山が崩れるのは目に見えています。そこで、そうなった場合、誰が責任取るのかという話になりまして、「農業委員が許可したのだから、農業委員が責任取れ」と言われました。農業委員が責任取るのもおかしい話だけれども、それなら、契約している貸人が責任取るのかという話にもなりました。委員会でお尋ねしてくるよう言われましたので、農業委員会としては、そういった責任の所在について、どういう考えなのかをお聞かせください。

事務局 水路はきちんと作るようになっています。山の中に直接放流ではなくて、上にU字側溝が入って、それを枡で受けて、パイプで下の水路まで落とすということなので、山に垂れ流しということにはならないことを確認しております。

推進委員 推進委員の松田です。下の山の持ち主には確認してあるのでしょうか。

事務局 そのところはどうなっているのか確認しておりません。先ほどの工法で行うということのお話は伺っております。路面の排水を全部拾って周囲の水を流し込んだ後、枡を作って、道の側に池状のものがありますが、そこにパイプで落としこむと聞いております。

推進委員 推進委員の松田です。40センチの側溝に乗っていくのかどうか分からないですね。

事務局 雨量計算はされているはずですよ。

- 推進委員 推進委員の松田です。いっぱいになって、仮に溢れた時の責任は、取りませんという言い方をされました。
- 事務局 それは、業者の方が言われましたか。崩れたとなったら、土地の所有者と施工業者とで話してもらえないでしょうか。
- 推進委員 推進委員の松田です。実際に動き出した後の責任は貸人になるのでしょうか。発電事業者でしょうか。
- 事務局 お互いだと思います。双方で話し合っていたかなければなりません。施工をお願いした地主、借りて発電をされる事業者、つまり土地の所有権と事業権を持っておられる方です。
- 推進委員 推進委員の松田です。貸人にお話しても分からなくなっておられますので、責任をとることができられるかどうかという話になりました。
- 事務局 相続人がいらっしゃれば、相続人が責任を負うというふうに自ずとやってきます。
- 推進委員 推進委員の松田です。分かりました。
- 事務局 それから、先ほどの大久保委員の売電価格が半額にまで落ちるというお話ですが、今まで10年で計画していたのが、40年～50年かけないと払いきれなくなって、途中で設備機械等を10年に一度やり変えなければならないので、赤字になるところが出てくると思います。今まで許可している分については、そういう情報がなかったこともあって、そういうところまではみておりませんでした。これからは、今後の状況を見ながら判断することになってくると思います。今回もソーラー関係の農業振興地域整備計画の変更がたくさん出ておりますが、農業委員会があくまでも転用自体が、他の農地に迷惑をかけるか、かけないかというところで判断することになってきます。事業そのものは事業者と土地の所有者の双方で判断していくこととなります。ただ、放置されるとその後の指導が困難になってきますので、資金計画等については、十分に留意しながら今後進めていくことになると思います。以上でございます。
- 議長 当初は、32円ぐらいで継続していくという話でございましたけれども、皆様方もご承知のとおり、その後いろいろな情報があり、将来的には11円という話です。これは25年を目途に11円ということになっております。今まで、案件として出てきているものは、2～3年、4～5年ぐらいの契約で、単価がだいたい27～30円ぐらいずっと出てきておりました。ところが、今申請が出ているのは20円を切っています。状況は前のようには利益が出ないという収支結果になってきております。太陽光施設にしますと農地ではなくなります。雑種地という評価を受けます。そうしますと、

宅地並み課税になってきます。皆様方の近所の土地であれば皆様のお宅がどれくらい課税されているかを見てみれば、太陽光発電用地がどれくらいになるかわかると思います。そのところは、貸す方が詳細に調査をして契約をしていかなければならないと思います。

もうひとつは、福岡県であった事例なのですが、ある業者が倒産をして、賃貸料が入らなくなりました。しかし土地の所有者に税金はかかってくる。撤去しようとしたところ管財人のほうから待たされたが、税金だけを払うような状況になり、にっちもさっちもいなくなっているという状況に陥っているということでした。今後は、こういうことが出てくる可能性は十分あります。こちらで許可をしますと、後は事業者と土地の所有者の責任になってきますので、これらのことはしっかり検討していく必要があると思います。

先ほど、推進委員の松田委員から出た問題は、当然、貸した者、借りた者の責任になりますが、場合によっては農業委員会の責任ということも出てくる可能性があります。そうならないように考えていかなければならないのが、事業者は許可までは農業委員会の指導に従って計画をしていますが、一旦許可されると収支に合わないことはしないということになることもあり得ます。こちらで審議する時には、そのあたりも含めて考えていかなければならないと思いますので、私のほうからも付け加えさせていただきました。

他に何かありませんか。

9 番 9 番 崎田です。今、次々にソーラーに係る転用案件が出てきておりますが、事業者はそこまで考えて計画しているのでしょうか。大丈夫でしょうか。

事務局 あくまで、民民の話になってくるので、よほど割に合わない事業になっていかない限りは、県が規制をかけるしかないと思います。自治体一つで規制をかけているのが、松浦市にもあります。小型風力に関しての条例、規則です。それ以外では、何らかの許可基準が出てくるのを待つしかないと思います。

議 長 もう一つ心配になるのが、九電が需要と供給がアンバランスな場合はストップするという契約になっているということです。最近、九電のほうで止めるという話も出ております。この夏暑かったので、エアコンが結構需要があったのですが、涼しくなるとエアコンの需要が減ってくるということで九電はストップするということです。ただ、いつごろどういう期間かというのは、はっきりされておりません。そういう可能性はありますという発表はされておりません。止めた場合には事業者にはお金が入りませんので、そこらも含めて事業者は考えていかなければいけなくなります。

しかし、私たちは、法律に則って出てきたものは受け付けなければなりませんので、なかなか難しいところでございます。

他に何かございませんか。

それでは、議案第 71 号は申請どおり許可相当と意見を付して進達するものとしてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 71 号は申請どおり許可相当と意見を付して進達するものとしたします。

次に、議案第 72 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 5 ページをご覧ください。議案第 72 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を平成 30 年 9 月 28 日としております。6 ページに農用地利用集積総括表を添付しております。7 ページに賃貸借権再設定分、8 ページに使用貸借再設定分、9、10 ページに使用貸借新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の農業委員さんをご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。これは、皆様方のほうから掘り起こし報告を出していただいたものの集計でございます。

何かご意見等はございませんか。

意見もないようでございますので、議案第 72 号は計画どおりに決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 72 号は計画どおりに決定することとし、公告予定日を 9 月 28 日といたします。

次に、議案第 73 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。これは、農業委員さんの分でございます。

(崎村委員 退席)

この件について、何かご意見はございませんか。

意見もありませんので、議案第 73 号は計画どおりに決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 72 号は計画どおりに決定することとし、公告予定日を 9 月 28 日といたします。

次に、議案第 74 号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といた

します。

(崎村委員 着席)

事務局

議案第 74 号 農用地利用配分計画 (案) についてご説明いたします。19 ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。

20 ページをご覧ください。公社から A 氏に貸付ける分 (AtoA) で、5 年間の使用貸借契約になります。21 ページに A 氏の経営状況を記載しております。

22 ページは公社から B 氏に貸付ける分 (AtoA) で、10 年間の使用貸借になります。23 ページに B 氏の経営状況を記載しております。

24 ページは公社から C 氏に貸付ける分 (AtoA) で、10 年間の使用貸借契約になります。25 ページに C 氏の経営状況を記載しております。

26 ページは公社から D 氏に貸付ける分 (AtoA) で、10 年間の使用貸借になります。27 ページに D 氏の経営状況を記載しております。

28 ページは公社から E 氏に貸付ける分 (AtoA) で、10 年間の使用貸借になります。29 ページに E 氏の経営状況を記載しております。

30 ページは公社から F 氏に貸付ける分 (AtoA) で、10 年間の使用貸借になります。31 ページに F 氏の経営状況を記載しております。

32 ページは公社から G 氏に貸付ける分 (AtoA) で、10 年間の使用貸借になります。33 ページに G 氏の経営状況を記載しております。

34 ページは公社から H 氏に貸付ける分 (AtoA) で、10 年間の使用貸借になります。35 ページに H 氏の経営状況を記載しております。

36 ページは公社から I 氏に貸付ける分 (AtoA) で、10 年間の使用貸借になります。37 ページに I 氏の経営状況を記載しております。

38 ページは公社から J 氏に貸付ける分 (AtoA) で、10 年間の使用貸借になります。38 ページに J 氏の経営状況を記載しております。

40 ページは公社から K 氏に貸付ける分 (AtoA) で、10 年間の使用貸借になります。41 ページに K 氏の経営状況を記載しております。

42 ページは公社から L 氏に貸付ける分 (AtoA) で、10 年間の使用貸借になります。43 ページに L 氏の経営状況を記載しております。

44 ページは公社から M 氏に貸付ける分 (AtoA) で、10 年間の使用貸借になります。45 ページに M 氏の経営状況を記載しております。

46 ページは公社から N 氏に貸付ける分 (AtoA) で、10 年間の使用貸借になります。47 ページに N 氏の経営状況を記載しております。

48 ページは公社から O 氏に貸付ける分 (AtoA) で、10 年間の使用貸借になります。49 ページに O 氏の経営状況を記載しております。

50 ページは公社から P 氏に貸付ける分 (AtoA) で、10 年間の使用貸借になります。51 ページに P 氏の経営状況を記載しております。

52 ページは公社から Q 氏に貸付ける分 (AtoA) で、10 年間の使用貸借になります。53 ページに Q 氏の経営状況を記載しております。

54 ページは公社から R 氏に貸付ける分 (AtoA) で、10 年間の使用貸借に

なります。55 ページにR氏の経営状況を記載しております。

56 ページは公社からS氏に貸付ける分(AtoA)で、10年間の使用貸借になります。57 ページにS氏の経営状況を記載しております。

58 ページは公社からT氏に貸付ける分(AtoA)で、10年間の使用貸借になります。59 ページにT氏の経営状況を記載しております。

60 ページは公社からU氏に貸付ける分(AtoA)で、10年間の使用貸借になります。61 ページにU氏の経営状況を記載しております。

62 ページは公社からV氏に貸付ける分(AtoA)で、10年間の使用貸借になります。

63 ページにV氏の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしくお願ひします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで質疑を受けたいと思います。利用配分計画案について、何か質問等はございませんでしょうか。

ご意見もないようですので、問題ないという意見を付して提出することで異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 それでは、議案第74号の配分計画は問題ないという意見を付して提出するものといたします。

次に議案第75号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

こちらは、農業委員さんに関連する計画になりますので、関係します委員さんは退席をお願いいたします。

(関係委員 退席)

これは、農業委員さんの分です。特に問題ないと思います。計画どおりでよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、議案第75号の配分計画は問題ないという意見を付して提出するものといたします。

(関係委員 着席)

次に、議案第76号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題といたします。

事務局 議案第76号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてご説明いたします。

事件番号1番について、ご説明致します。71ページをお開き下さい。登記義務者、登記権利者は、記載のとおりでございます。土地の所在は、松浦市志佐町庄野免、地目：畑の2筆計687㎡です。また、同所、地目：原野 39㎡も併せて取得されております。法務局受付年月日及び受付番号は平成30年9月5日受付の第3144号であります。登記原因につきましては、平成9年4月21日の時効取得となっております。この件につきまして、8月15日に地元委員の柿山農業委員と現地調査を行いました。先月の案件で、議案第70号において、荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの時の同じ所在地でありまして、8月28日の総会において、当該地は、農地性がまだ認められる、荒廃しているとは言い難い状況ということで、可否別では否の決定をしていただいたところでございます。時効取得された農地は、平成9年4月21日付で住宅の近傍用地として、登記権利者が取得されておられましたが、農地法第3条による取得要件を満たしていなかったこともあり名義替えが行われないうまま所有されており、その後、登記権利者がお亡くなりになられ相続登記未了のままです。今回、時効取得により所有権移転登記が完了したものです。この土地は、20年以上、所有の意思を持って平穩かつ公然に、占有を継続してきたものでありますので、今回の時効取得につきましては、問題ないものと思われまます。時効取得についての説明は以上であります。

よろしくご審議頂きますようお願い致します。

議長 議案の説明が終わりました。ここで質疑を受けたいと思います。時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について、何か質問等はございませんでしょうか。

皆さまのほうで、お気付きの点等はございませんか。

(意見なし)

よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、問題ないということで決定したいと思います。
ここで、暫時休会といたします。再開を15時といたします。

(再開)

事務局 議案第77号 農業振興地域整備計画の変更につきましてご説明いたします。今回、農業振興地域内の農地について、農業振興地域整備計画変更の申請書が松浦市長に提出されたことを受けて、農業振興地域整備計画の変更に基づき、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会へ意見が求められておりますので、その内容についてご説明いたします。

事件番号1番は農用地区域からの除外を目的とした申請です。申請地は、鷹島町黒島免、地目は畑、1,846㎡です。97ページに農業振興地域の農用地区域の図面を添付しております。黄色い部分が申請地近辺の農用地区域

で、赤く囲っている部分が申請地です。周辺は、東・南・北側は畑と隣接、西側は農道と隣接しています。計画変更の内容は、申請地を利用して、高さ18m、羽根の半径7mの風力発電施設を建設するというものであります。申請者は、市内在住の方で、土地の造成計画は現状のまま利用し、排水計画は、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は発生しません。今回の申請計画で周辺農地への影響はなく、近隣の農地の集団性は保たれ、農業用水路等への支障もないものと考えられ、農用地区域からの除外もやむを得ないと見込まれます。以上が申請に基づく内容であります。当該申請地を農用地区域からの除外をすることについて、農業振興上問題ないか、ご審議いただき、その結果を農業委員会の意見として回答いたしますので、よろしくお願いたします。

次に事件番号2番についてご説明いたします。これは農用地区域からの除外を目的とした申請です。申請地は、鷹島町黒島免、地目は畑、1,182㎡です。97ページに農業振興地域の農用地区域の図面を添付しております。黄色い部分が申請地近辺の農用地区域で、赤く囲っている部分が申請地です。周辺は、東・北側は畑と隣接、西・南側は農道と隣接しています。計画変更の内容は、申請地を利用して、高さ18m、羽根の半径7メートルの風力発電施設を建設するというものであります。中身につきましては、先ほどの事件番号1と同様ですので割愛させていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

続きまして、事件番号3番～15番について、ご説明致します。農用地区域から除外を目的とした申請です。申請地の位置図を96ページ、98ページに添付しております。申請者は、記載のとおりです。今回の議案第77号における転用事業者は全て記載の会社でございます。事件番号1番2番が風力発電に係る転用計画がございまして、3番から残り全部が太陽光発電でございます。位置図において、黄色でお示しているところが農業振興地域内農用地内でありまして、赤色で囲まれた場所が今回除外申請の土地であります。場所につきましては、今福町北免の15筆です。スライドをご覧頂いているとおり、登記簿上、また、現況もすでに国土調査の関係もありまして、農地ではない地目がありますが、農業振興地域整備計画における農用地内には現在も含まれていることから、今回、農林課から付託がきているところであります。なお、変更の承認後におきましては、申請人が太陽光発電施設用地への利用計画があります。周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと思われま。

続きまして、事件番号16番です。これは、農用地区域から除外を目的とした申請です。申請地の位置図を96ページ、99ページに添付しております。申請者は、先ほどと同様です。位置図の赤色で囲まれた場所が、今回の除外申請の土地であります。場所につきましては、今福町仏坂免、地目：畑：1,046㎡であります。県道上志佐今福停車場線を調川から今福方面へ、町境してすぐの右側の位置になります。なお、変更承認後においては、太陽光発電施設としての利用計画がございまして、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと思われま。

続きまして、事件番号17番～19番です。これは、農用地区域から除外を目的とした申請です。申請地の位置図を96ページ、100ページに添付し

ております。申請者は、先ほどと同様です。位置図の赤色で囲まれた場所が、今回の除外申請の土地であります。場所につきましては、調川町下免の1,685㎡であります。

続きまして、事件番号20番～23番です。これは、農用地区域から除外を目的とした申請です。申請地の位置図を96ページ、100ページに添付しております。申請者は、先ほどと同様です。位置図の赤色で囲まれた場所が、今回の除外申請の土地であります。場所につきましては、調川町平尾免の6筆であります。なお、変更承認後においては、太陽光発電施設としての利用計画がございます。

続きまして、事件番号24番～26番です。これは、農用地区域から除外を目的とした申請です。申請地の位置図を96ページ、100ページに添付しております。申請者は、先ほどと同様です。位置図の赤色で囲まれた場所が、今回の除外申請の土地であります。場所につきましては、調川町中免の4筆であります。県道上志佐今福停車場線を調川から今福方面へ行き、市道棧敷線と接続する三差路より少し手前から北西方向へ行った位置になります。なお、変更承認後においては、太陽光発電施設としての利用計画がございます。周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと思われま

す。続きまして、事件番号27番～30番です。これは、農用地区域から除外を目的とした申請です。申請地の位置図を96ページ、100ページに添付しております。申請者は、先ほどと同様です。位置図の赤色で囲まれた場所が、今回の除外申請の土地であります。場所につきましては、調川町中免の4筆であります。県道上志佐今福停車場線を調川から今福方面へ行き、堺川溜池手前より入った南側の位置になります。なお、変更承認後においては、太陽光発電施設としての利用計画がございます。

以上が議案第77号における農業振興地域整備計画の変更内容であります。除外、30件35筆でございます。

農業振興上問題がないかご審議頂き、その結果を農業委員会の意見として回答いたしますので、ご審議方よろしくお願い致します。

議長 議案の説明が終わりました。今月は大量に出ております。ここで、地元委員のご意見をお伺いします。先ず鷹島の吉田委員にお願いします。

推進委員 推進委員の吉田です。9月18日に事務局の横山さんと北川委員さんとで黒島に渡り確認を行いました。事件番号1、2の所有者は市内に住んでおられ、20年以上耕作されておられませんので大変荒れておりました。除外することに問題はないと思いました。

議長 ありがとうございます。それでは事件番号3から15までについて、武部委員にお願いします。

5番 5番 武部です。今月21日に現地の確認をいたしました。本件の土地は13件で15筆の土地であります。当地区は約10年前に国土調査が完了しており、既に10筆が農地以外と判断され、登記簿上地目変更されております。本件の5筆の土地が田で、耕作者と話をしても、今年まで何とか作

ったが、高齢のため今後耕作の意思はないとのことでありました。また、今回の太陽光発電施設の事業計画は、地域の活性化となることから、地域の方は賛成されているようです。本件事業を進めるためにも農用地区域からの除外をしなければなりません。本件の3分の2は既に農地以外になっており、また、残りの3分の1は住家の周辺となっており、農用地区域からの除外は差し支えないものと思います。なお、国土調査により既に農地では無くなっており、関係ないように思われますが、諸事情により当時除外手続きができずに、本事件に至ったものと思われます。従いまして、特に問題ないものと思います。

ご審議よろしくお願ひいたします。

9 番 9 番 崎田です。先月、耕作放棄地として出ておりましたが、今回は太陽光発電施設にするために除外の申請が出ているようです。

この件に関しては、問題ないものと判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号 17 から 19 までについて、村田委員にお願いします。

推進委員 推進委員 村田です。こちらを除外しても、周辺農地に影響を与えることはないと思われまふ。北側には農地もなく、現地も雑木が生えているような状態でした。あとは、ただ農用地区域から外してなかったというだけで、特に問題はないと思ひまふ。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、事件番号 20 から最後までよろしくお願ひいたします。

2 番 2 番 吉永です。事件番号 20 から 30 についてご報告しまふ。

事件番号 20 に関しては、今年に入ってから現地確認を行ったのですが、その時は保留となっておりまふ。今回は太陽光発電施設関係で農用地からの除外ということで出ておりまふ。ここの周りはほとんどが荒地地になっておりまふ。そういうことで、こちらは除外しても問題はないと思ひまふ。

21、22、23 までは同じような所です。24、25、26 は中免の公民館から少し下ったところだす。家が一軒ありますが、空き家になっておりまふ。その下の赤い部分だすが竹が生い茂ってひまふ。その下は、今は牛の飼料を作っておりまふが、民家にはさほど影響はないとおもまふ。27、28、29、30 は山の谷のような感じの所だす。蔓が生えて荒地地になっておりまふ。耕作するのは無理だと思われまふ。周りはほとんど山で、除外しても影響はないものと思ひまふ。以上だす。

議 長 ありがとうございます。現地確認に行かれた委員さんからもご意見を伺ひたいと思ひまふ。

推進委員 推進委員の北川だす。先ほど事務局及び吉田委員さんからの説明のと

りでございます。この黒島は高齢化とイノシシ被害にあっておりまして、離農が進んでおります。もともとが少なかつたうえに、イノシシ被害があり毎年荒れていっている状況です。今回の申請に関しましては、人家からも離れておりますし、なんら問題ないものと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。次に事件番号 4 から 30 までお願いします。

9 番 9 番 崎田です。梶山委員と、事務局で現地確認に行ってきました。今福の件は、武部委員さんからの報告のとおり、国調後に全部農地から除外してあるということで問題ないことを確認しております。私が前に委員をしている時に耕作放棄地関係で 600 筆ぐらい出した経緯があります。このように 10 年ほど前から荒れていたところで、農用地から除外しても問題ないと判断しました。事件番号 16 については、道脇ですが、周りに迷惑のかからないところでした。そのほかの調川の件は、全部荒れてしまっておりまして、除外しても周りに影響を及ぼすことはないと判断しました。地元委員さんのご意見のとおり、農用地区域から除外しても農業振興上の影響はないものと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員さん並びに現地確認に行かれた委員さんからも、除外しても農業振興上問題はないというご意見をいただきました。

ここで皆様のほうからの質疑を受けたいと思います。この案件に関しまして、何かご意見等はございませんか。

推進委員 推進委員の早坂です。こちら、変更の目的が太陽光発電施設ということで申請があつておりますが、農用地区域から外した後に事業そのものが行われなければ、また農用地区域に戻るのでしょうか。

それからもうひとつ、地目が山林原野であっても、わざわざこのように申請手続きをする必要があるのでしょうか。

事務局 農業振興地域として県に指定を受けている区域があります。県の指定の中で農地として守っていくべき農地という形で農用地というふうに指定がされて、その農用地については、重要な農地なので今後守っていきましょうという法律があります。この農業振興地域等に関する法律というのは、守っていきましょうという法律があるのですが、5 年に 1 度の見直しがあります。今ちょうど、その見直しの時期に入った段階で、来年の春ぐらいに、見直した新しい農業振興地域と農用地が決まってきます。農業振興地域内の農用地については原則転用ができないことになっています。そこを転用するためにはどうするかというと、先ず農用地から除外して農用地区域外にします。農用地区域からの除外の後、改めて転用の申請をしていただくこととなります。転用の申請が出た時点で、農業委員会で転用についての審査をします。農用地から除外されたとしても、転用の申請が出るまでに何年かかるかということは事務局のほうでも分かりません。農業委員

会が「この農地は農用地から外しても問題ない」という判断をした場合に、その意見を農林課に提出をします。それが、県との協議の結果3ヶ月後に農用地から外れる、という流れになります。

それともう一点、地目が山林や原野になっているものが農用地なのかというご質問でしたが、農業振興地域等に関する法律の見直し期間というのが、概ね5年に1回です。そうすると、5年前に農地であったところが、現況が既に荒れてきているところが出てきています。今年が最終年ですので前回は25年の8月ぐらいに農業委員さん全員と見て回っています。当時はまだ農地の形をしていたので、まだ農地として守ってほしいという意見を付して農用地に指定していたと思います。ところが、現在は既に農地から外れて、さらにその間に国土調査があった。国土調査で地目の変更があったけれども、農業振興地域等に関する法律で農用地として残っているので、農用地から除外しないと、地目は山林原野であっても作ることはできないということになってきます。

推進委員 推進委員の早坂です。除外の目的が太陽光でなくても何でもいいわけですね。

事務局 いいえ、この内容で除外してもらっていますので、この内容で転用申請が上がってくるはずですよ。上がって来なければ何のために除外申請だったのかということになります。

推進員 推進委員の早坂です。私が聞いたかったのは、事業者が2年後3年後に止めても問題にはならないのかということです。

事務局 原則、問題にはなりません。

議長 他に何かございませんか。
(意見なし)

そしたら、事件番号1から30までについては問題ないということで、よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 それでは、議案77号は農用地区域から外しても農業振興上問題はないという意見を付して提出するものとしたします。

次に、議案第78号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。

事務局 議案第78号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明致します。83ページをお開き下さい。W氏からの申し出によるものです。対象地は、星鹿町北久保免、地目：畑、360㎡であります。8月23日に星鹿地区の農地パトロール折に現地調査も併せて行いました。申し出の土地は、現況、山林の申し出がありまし

た。今、ご覧頂いたように、すでに荒廃化しており農地への復旧性は認めがたい状況でありまして、現地確認の結果と致しましては、「可」が妥当だと判断しておるところであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い致します。

16 番 16 番 藤川です。事務局の説明のとおり、8 月 23 日に 7 名で現地調査を行いました。地目は畑となっておりますが、山林化していることを確認して参りました。以上です。

議 長 ありがとうございます。荒れているということでございますので、非農地通知を交付することに異議ございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、申出のとおり、非農地通知を交付するものといたします。

次に、議案第 79 号 平成 30 年度農業臨時雇い標準賃金等の変更についてを議題といたします。

事務局 議案第 79 号 平成 30 年度農業臨時雇い標準賃金等の変更についてということで、平成 30 年度における農業臨時雇い標準賃金等について、下記のとおり変更し、意見を公表する、というものでございます。

変更するところは、1 の表 1 でございます。理由につきましては、会の冒頭で会長から話がありましたように、現在長崎県の最低賃金が 737 円で設定されております。これが、国のほうの勧告では、760 円の予定でありましたが、県はさらに 2 円上乘せしまして、762 円ということで 10 月 6 日から発効するようになっております。そうした場合に、3 月の総会の折に、それまで 750 円だったものを、10 円引き上げまして 760 円に設定しておりました。そうしましたら、長崎県の最低賃金が 2 円超えてしまいますので、10 円引き上げて 770 円にしたいということで今回提案させていただいております。説明は以上でございます。

議 長 議案の説明が終わりました。ここで、質疑を受けたいと思います。最低賃金を下回るということは、法に触れますので、上げざるを得ないということでございますが。今後 1 年間に 23 円から 25 円上がっていくだろうというふうに思っております。

よろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 この法の適用が 10 月 6 日となっておりますので、10 月 6 日からとしてよろしいでしょうか。

推進委員 推進委員の百枝です。こちらは、10 月 6 日からということでいいのです

が、来年度に向けての話です。作業内容について追加いただけないかという要望が地区のほうから出ております。畔塗りに関してです。畔塗り機を持って行って作業をした際にどの単価を使って計算したらいいだろうかということです。できれば、参考単価をこういう表にしていただけたら助かるなと思っておりますので、よろしく願いいたします。畔塗りですので、農地面積で計算するわけにはいきませんし、時間にしましても、形状によっては時間がかかる場合もありますし、一番いいのはメートル数というのが分かりやすいのではないかと考えております。皆様のご意見をお聞きしたいと思っております。

議 長 畔塗り機は、性能がいいのもありますし、従来のものは時間のかかるものもあります。直線のところと、そうでないところでは能率が違ってくるので、なかなか難しいところだと思います。基準としては何がいいでしょうか。

委 員 メートル数がいいでしょうね。

推進委員 推進委員の早坂です。福島で過去にやっていただいたのは、メートル当たり 40 円でした。ある方は 70 円で、そちらのほうはきれいでした。私が言いたいのは、あくまでも目安ですから、ある程度の単価を決めておいた方が話しやすいかなと思います。

議 長 表については、次回、畔塗りということで載せましょうか。

事務局 次回となると 4 月になり、早期の方には間に合わないかもしれませんが、よろしいでしょうか。

議 長 早期の方については、今話があったようなことで検討していただければと思います。畔塗りについては次回載せるということによろしいですか。

委 員 はい。

議 長 標準賃金について、他に何かございませんか。

意見もないようでございますので、議案どおり決定することに異議はございませんか。

委 員 はい。

議 長 それでは、議案第 79 号は原案どおり決定することとし 10 月 6 日施行ということにいたします。

以上で、付議事項はすべて終了いたしました。
次に協議事項に入ります。

事務局 冒頭申しました、農地集積推進会議を10月10日9時半から11時、こちらの場所で行いますのでよろしくお願いいたします。
事務連絡ですが、この会の後、編集委員会を開催しますので編集委員さんは残っていただきますようお願いいたします。
事務局からは以上です。

議長 総括して他に何かございませんか。

推進委員 推進委員の早坂です。農地中間管理機構を通した貸し借りについて詳しく説明をお願いします。

(事務局より中間管理事業法について説明)

10番 10番 吉原です。期間満了のお知らせに伺ったときに、最初の契約どおりの耕作が行われていないので、更新はしないと怒っておられ、また、別の方は返してもらう時には元通りにしてもらえるのだろうか心配されていますが、農業委員として借人にお話はしますが、それでも聞かれない時は事務局からも指導はしてもらえるのでしょうか。

事務局 農業委員さんも事務局も指導はしないといけません。それでもいうことを聞かれない時は、双方の間に入って和解の調停に至り、それでもだめなときには裁判になります。原形復旧の原則があるので、元に戻して返すということが基本です。契約書に違反すれば命令しないといけません。

議長 他に何かございませんか。

それでは、次回開催予定をお伝えいたします。回りの委員会は10月26日、13時30分から文化会館小ホールで開催します。これで9月の農業委員会を閉会いたします。長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

16時26分